

居宅介護支援事業所カノン 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 としわ会が開設する居宅介護支援事業所カノン（以下「当事業所」という。）が行う居宅介護支援及び介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態又は要支援状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名 居宅介護支援事業所カノン
- (2) 開設年月日 平成26年8月1日
- (3) 所在地 愛知県名古屋市北区大曾根二丁目8番10号
- (4) 電話番号 (052) 916-1040 FAX番号 (052) 916-1043

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は、以下のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務：介護支援専門員を兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、居宅介護支援及び介護予防支援の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援又は介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援又は介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援又は介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| (1) 利用の相談を受ける場所 | 第3条に規定する事業所内 |
| (2) 使用する課題分析票の種類 | 居宅サービス計画ガイドライン |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規定する事業所内 |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 1月に1回(居宅介護支援)
3月に1回(介護予防支援) |
| (5) モニタリングの結果記録 | 少なくとも1ヶ月に1回 |

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援及び介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) 実施地域を越えてから、片道3km未満の場合 | 300円 |
| (2) 実施地域を越えてから、片道3km以上の場合 | 1kmあたり100円加算 |

3 第二項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、名古屋市北区、西区、中区、東区、守山区の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 施設(事業所)は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設(事業所)における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設(事業所)における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設(事業所)において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(その他運営についての留意事項)

第9条 当事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|-------|----------|
| 採用時研修 | 採用後1ヵ月以内 |
| 継続研修 | 年1回 |

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 居宅介護支援事業に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人としわ会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和元年 8 月 6 日から施行する。

この運営規程は、令和 2 年 7 月 11 日から施行する。

この運営規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 2 年 10 月 26 日から施行する。

この運営規程は、令和 4 年 4 月 18 日から施行する。

この運営規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。